

会 議 録

会 議 名	令和８年度第１回東浦町男女共同参画推進委員会	
開 催 日 時	令和８年７月２２日（水） 午後２時から午後４時まで	
開 催 場 所	東浦町役場 南会議室２	
出 席 者	委員	山崎 宏子委員、高見 靖雄委員、中島 美幸委員、 外山 淳恵委員、松下 玲子委員、下谷 環委員、 戸張 里美委員、児玉 しげみ委員、川口 法成委員
	事務局	前床住民自治課長、黒田コミュニティ支援係長、 増田主事
欠 席 者	なし	
議 題	１ 開会 ２ 議題 （１）委員長、副委員長の選任について （２）第３次東浦町男女共同参画プランの進捗状況について （３）第３次東浦町男女共同参画プランの評価について （４）第３次東浦町男女共同参画プラン中間見直し版の内容について	
非公開の理由		
傍聴者の数	０名	
審 議 内 容 （ 概 要 ）	別紙のとおり	

住民自治課長 9名の出席により会議開催の定足数に達していることを確認
傍聴者の確認（傍聴者0人）
会議録作成のための録音の了承
会議資料の確認

1 開会

住民自治課長 今年度は第3次東浦町男女共同参画プランが中間見直しの年となることから、委員の皆様には忌憚のない意見をいただきたい。

2 議題

（1）委員長、副委員長の選任について

委員長に山崎 宏子委員、副委員長に高見 靖雄委員が選任される。

（2）第3次東浦町男女共同参画プランの進捗状況について

事務局 第3次東浦町男女共同参画プランの概要及び進捗状況表の見方について説明。

基本目標1「男女共同参画の意識づくり」について抜粋して報告。

委員 No.3「地域への人権啓発」について、保育園は順番に回って人権教室を実施しているが、小学校は毎年森岡小学校のみで実施している。他の小学校でも実施してほしい。

委員長 学校の都合もあるため、教育課を通して依頼してもらう。

委員 小学2年生を対象として実施している。

事務局 教育課に意見があった旨を共有し、主管課である住民課にも伝える。小学2年生を対象としている理由は。

委員 使用している啓発映像などが低学年向けである。また、なるべく小さい頃から学んでほしいため、2年生としている。高学年を対象とするのであれば、別の教材や教え方が必要。

事務局 2年生のみが対象だと限定的になるため、低学年向けの教材を使用するのであれば、1年生や3年生も対象とした方が、学校側も選択肢が増えて対応しやすいのではないかと。したがって、少額2年生を基準として、他の学校でも実施するよう担当課へ働きか

けをする。

委員 No. 3「地域への人権啓発」について、「広報車による町内巡回啓発」をしたとあるが、どこを巡回したのか。同日にイオンモール東浦においても啓発を行っているため、全町は回っていないと思われる。

委員長 役場とイオン間の移動中に音源を流すなどしていたのではないか。

委員 それでは緒川地区の中心部に対してのみの啓発になる。良い取り組みではあるため、範囲を広げてほしい。

委員 町の中心部から距離が離れている緒川新田地区への周知が手薄になりやすい。

事務局 役場付近だけの実施では、緒川新田地区だけでなく、森岡地区や藤江地区でも聞こえないため啓発にならない。

委員 せっかく巡回するのであれば、町内をくまなく回るべき。

事務局 基本目標2「就労・家庭での男女共同参画」について抜粋して報告。

基本目標3「意思決定の場・地域での男女共同参画」について抜粋して報告。

委員 No.18「審議会、委員会等への女性の参画拡大」について、商工農政課の課題点の文中にある「ご主人」という表現は控えるべき。「夫」または「男性配偶者」とした方がよい。

委員長 No.21「防災分野への女性の参画拡大」について、防災課の女性職員は1人か。

事務局 近年は1人を配置している。

委員長 数年前に中学校を避難所にした場合の説明を受けた際、1つの

広い部屋をパーティションで分けただけのものを更衣室としていた。男性では、それを疑問視するのは難しいと思われる。加えて、LGBTQ+への配慮もされていない。したがって、女性職員はせめて2人が必要であり、複数人であるべき。防災課への職員配置は元々少ないのか。

事務局 女性が配属されたのも、機構改革以前の「防災交通課」として交通安全を管轄していた時からである。現在の「防災課」になっても、女性が必要として1人は配置することとされている。

委員長 若手の職員が配置されることが多いようだが、経験を積んだ職員だと異なる視点からの意見も出すことができる。それを踏まえた上で、やはり1人では不十分であると考え。特に防災課は、今後女性がより参画すべき分野であるため、人事についてはよく検討してほしい。

事務局 災害で避難所を開設するとなると、コミュニティセンターが使われることが多く、そこには女性職員が配属されることが多い。また、防災課は、台風対策や火災による夜間の出勤もある。急きょ火災現場での状況確認が必要という場面では、男性を優先的に配置することで、女性職員に対する配慮がされていると思われる。

委員 その配慮は必要か。出勤できないことを疑問に思う女性もいるのではないか。

事務局 その配慮が、男性目線で考えられたものであり、女性にとっては余計な配慮となるのであれば、防災課にその旨を伝えて改善を図る。

委員 地震以外の災害でも、女性の目線は必要と思われる。

事務局 コミュニティセンターにいる女性職員による、セオリーどおりの避難所運営を行うだけでなく、避難所に来る女性が多ければ、先ほどの更衣室の例のように、より多くのことに配慮した避難所設営ができるような準備をしていくよう、防災課に共有する。

委員長 マニュアルを細かく作るだけでなく、臨機応変に柔軟な対応もできるように、女性職員をせめて2人としてほしい。

- 事務局 基本目標4「健やかに暮らせる社会づくり」について抜粋して報告。
- 委員 No.24「被害者からの相談体制の整備」、No.25「被害者の保護、自立支援」、No.26「被害者の子育て支援」について、保健センターは役場と庁舎が離れていることが課題とされているが、相談者が来庁しても円滑に対応できない状況なのか。
- 事務局 去年の機構改革にて、児童虐待の事業が子育て支援課から健康課へ移管されたことにより、係を新設するなどして、対応はしやすくなっている。しかし、例えば障がい児に関することであれば、障がい福祉課との連携が必要となるなど、保健センター内で完結できるものばかりではないため、体制整備にも限界がある。
- 委員長 事業の移管は昨年度からであるが、保健センターに相談先があることを知らない方も多いため、より周知をすべき。
- 委員 相談者は、住民票の取得などの一般的な手続きをする住民とは目的や状況が異なるため、来庁しても連携がされていないと、絶望的に感じる可能性がある。
- 事務局 まず役場の庁舎に相談に来る人が多いため、そこで保健センターへ行くよう案内するのではなく、健康課が役場に来るべきであり、現在もその対応をしていると思われる。会議室などの外部から見えない安全な場所に隔離するなど、相談者に寄り添った対応ができる体制整備が必要。
- 委員 No.30「健康保持の支援」について、「いのちを大切にする教育」を小中学校全てで実施しているとあるが、全学年で行っているのか。
- 委員 小学校では、内容が難しいこともあり、5年生のみを対象としている。
- 委員 女性の性被害や性虐待を防ぐためには、子どものうちからの性教育が必要であるため、包括的性教育を取り入れるべき。自分の身体を肯定的に捉えることで、心と体の自尊感情を育てることができる。また、商業的な性の知識ではなく、科学的で正しい情報

と、性暴力とは何かを知ること、性被害及び性加害を防ぐことができる。そして、自己と他者の違いを知り、互いを尊重するスキルを学ぶことで、性暴力で苦しむ人がいなくなるのではないか。2026 年 12 月に「こども性暴力防止法」が施行予定であり、性犯罪歴のある人が教育や保育の現場に入ることを防ぐ仕組みが整う。また、初犯を防ぐために大人への研修や、子供たちの相談体制を整える。これは子どもを守る上で大きな前進となるが、まだ抜け道もあるため性被害を完全に防ぐことはできない。子どもを守るためには、法律の制定だけでなく子どものうちからの性教育が大切である。女子児童が初潮を迎える頃の小学 5 年生にだけ性教育を行うのではなく、保育園の頃はプライベートゾーン、中学校では避妊の教育など、学年ごとに教育をする必要があると考える。性教育と言っても LGBTQ+ とも関係があり、命の大切さや相手への思いやりという面もあるため、人権という大きな括りで教育をすべき。性被害にあわない、性加害をしないことが重要。

委員 小中学生の 10 人に 1 人が香害による体調不良を訴えていると言われ、学校に行けない生徒もいる。名古屋市では、入学や進級の際に子どもの持病や健康状態を書く保健調査票に、香害に関する質問を追加した。特に、給食の白衣に付着した柔軟剤等の匂いも問題となっており、豊橋市や福井市では個人所有のエプロン持参に変更したという事例もある。東浦町では、各家庭で購入するための費用負担が発生するとして、導入には至っていない。他の家庭で洗濯した白衣を洗濯すると、他の衣類にその柔軟剤等の匂いに移るため別で洗う必要があるだけでなく、乾かす段階でも匂いが出るため干すこともできない。化学物質過敏症は薬や治療法がないため、それが発症してからでは遅く、一歩も外に出られなくなるケースもある。当事者以外には理解されづらく、知らぬ間に自分が加害者になることもある。

委員 生路小学校では、希望者は個人で用意したものも使用可能としており、持参している児童は 1 名いる。

(3) 第 3 次東浦町男女共同参画プランの評価について

事務局 第 3 次男女共同参画プラン見直し版基本成果指標について抜粋して説明。

委員長 ファミサポで小学校から児童館へ、自動車で送迎している。資料の上では、放課後児童クラブの待機児童数は 0 人となっている

が、退会待ちの家庭があるのが現状である。特に夏休みは子どもの居場所がなくなる。

委員 子どもの様子を見ているとトラブルも多く、それを学校に持ち込むこともあり、児童館の先生との連携は欠かせない。

事務局 児童クラブの質が問題であるのか。

委員 場所に対しての人数が多すぎるのが問題。夏休み期間である今日は、1施設内で100人ほどが利用している。

事務局 先生の数に対して児童が多いと言っても、定められた規定は満たしていると思われるが、場所が狭いから子どもが窮屈にしている状態なのか。

委員長 昔は定員がもっと少なかった。子ども1人に対して何平米の場所が必要という計算で定員を決めていたが、それでは意味がない。子どもはじっとしておらずに走り回ることを考えると、危険も伴うため今の定員では場所が狭い。

委員 いつ事故が起きてもおかしくない状況である。

委員 「用語『男女共同参画』の認知度」や、「社会全体における男女の地位について、平等感の割合」の目標値を引き下げている。アンケート結果からもわかるように、現実には数値が下がっているかもしれないが、本来は加速していかなければならない。いま、日本は急速に変化しようとしている段階。人口構造においても、団塊の世代が定年を迎えるなど、今後は高齢者への支援が重要になる中で、働き手は不足すると言われている。女性が活躍しなければならぬ時代で、この結果となってしまった。

委員 働き方改革といっても女性の進出機会はなく、子育てや介護が足かせになり、現場で活躍すべき人が活躍できない状況に陥っているのが現状。

委員 「女性版骨太の方針2026」でも人的資源と言っているが、人口が減少する中で女性が活躍しないと、地域も企業も持たない時代になる。目標を下げるのではなく、住民に対して男女共同参画の必要性に対する声掛けを行っていかなければ、行政も回らなくな

っていく。

委員 達成しやすい目標にするのも問題ないが、目標を下げると達成するための努力や行動する機会なども失われることになる。高すぎる目標もよくないが、目標である以上はしっかりと掲げて努力をした方がよい。

委員 アンケート結果の数字が下がったことについて、もっと問題視すべきである。

委員 数字が下がったことに対して、肯定的に捉えた。教育の分野における男女共同参画は広まってきており、今の子供たちは男女平等が当たり前という世界で教育がされている。そのため、平等であるという考えが進んだことで、「男女共同参画」という言葉自体が世間で少なくなってきたのではないかと考える。男女共同参画には人権というテーマが隠れており、男女平等とは人権が守られることである。それが表に出ていることで、結果的に男女共同参画という言葉は消えてきていると考える。

委員 男女共同参画に関する言葉や言い回しが古いという声もある。

委員 前回の委員会にて、住民アンケートにおける男性目線の質問の仕方が古いという意見も出た。男女共同参画が進んだからこそ、言葉の認知度に対する目標値を下げて、別の目標を掲げてよいのではないかと考える。社会における男女の平等感が低下していることについては、社会における女性活躍のシステムが進んでいないためと捉えた。

事務局 「男女共同参画」という言葉を認知する必要性がなくなってきた、ということか。

委員 その言葉を出すこと自体が古い、という考えもある。

委員 しかし、「社会全体における男女の地位について、平等感の割合」の値も下がっている。これに対しては、どのように考えるか。

委員 男女平等である、ということを意識しなくなった裏返しだと考える。

- 委員 あえて言われなくても、「そういうもの」だと認識しているのではないか。
- 事務局 男女平等であることが普通になったのであれば、平等感は上がるものではなくなる。
- 委員 ただし、世の中の仕組みには、いまだに男女の格差があるように感じる。
- 委員 住民の意識レベルと、社会の実態には乖離があると思われる。
- 委員 若者の一例である、大学生の意識は変わっていると感じない。男女が平等だと思い込んでいるため、具体例を出すと平等ではないことに気付く場合が多い。例えば、日本のジェンダーギャップ指数が 118 位ということが知られていないように、日本の現状はこんなにも酷いという事実、大学生になってようやく知る。昔のように顕著な男女格差はなくなってきているため、一見すると男女平等のように思えるが、国際比較をすると日本の酷さに気づく。したがって、現状に慣れてしまっているだけである。
- 委員 いまだに「男女共同参画」という言葉を知らない人も多い。
- 委員 学校の制服で女子もパンツを選べるなど、表面上は男女平等となっても実情は伴っておらず、「そういうもの」だと思い込んでいることが多い。日常の家庭において、昔ほどではないものの、「女子だから家事を手伝え」と言われることもある。特に、社会に出ると、より感じる人が多いのではないか。女だから出張の多い仕事は可哀想、と無意識の偏見が漂っていることに、ようやく踏み込み始めた。
- 委員長 子どもが絵を描く時も、女の子を描く時はスカートにして赤色やピンク色で塗り、男の子を描くとズボンにして青色を使うことが、子供たちの中にも固定されていた。それを見ていた先生も驚いた、との話もあった。本当は「男女共同参画」という言葉がなくなることが目標だが、それに至るにはまだまだ遠いと感じた。子どもの中では、「家事をするのはお母さん」という家庭もあり、学校など公のところから、変えていかなければならないと努力している。今の大学生だとその感覚があるが、掘り下げると進んでいないことがわかる。

- 委 員 「『家族の介護』を家族で分担する」とは、男女で分担するという
ことか、それとも、社会で支えるということか。「家族」という
表現も、捉え方によっては女性を縛る、またはヤングケアラーの
ように子供を縛るようになりかねない。今回の第3次プランの見
直しにあたって、表現を変えてもよいと思われる。
- 副 委 員 長 今後は後期高齢者の人数が減り、それに伴って、2040 年以降は
介護施設が減ると言われている。
- 委 員 新たに施設を作っても、そこでの働き手がいなくなる。
- 副 委 員 長 現在も、募集をしても応募が来ないこともある。
- 委 員 よって否応なく家族で介護をせざるを得ないとなると、成果指
標として適切なのか。2000 年に介護保険制度が開始するまでは、
家族で介護を担うという社会だったが、それを変えようとする動
きがあった。今後、未婚者が増加すると独居老人が増加して、家
族による介護もできなくなる。
- 委 員 家族がおらず地域で支えるとなると、民生委員も重要になる。
- 副 委 員 長 独居の高齢者が爆発的に増えており、男性と女性のどちらが介
護をするかに限らず、そもそも家族がいない人が増える。
- 委 員 そうなると行政に頼らざるを得ないが、行政も人手不足となる。
- 副 委 員 長 社会福祉協議会における常勤職員の男女比を見ると、3 分の 2
は女性である。係長の 4 分の 3 も女性であるため、女性目線で事
業が進んでいると言える。
- 委 員 女性職員が多いことによる弊害はあるか。
- 事 務 局 役場では、同年代が同時期に産休や育休を取得して、人手不足
になることがある。2、3 人目と続けて産むと数年間不在になる
が、その職員の枠を埋めることはできないため、空けておく必要
がある。そうならないような採用をしているが、中途採用にも力
を入れると、その年代の層ができる。

- 委員 企業においては、育休を年単位では取らずに半年で仕事復帰をして、夫にも育児参加を促す流れもある。
- 事務局 選択肢として制度を作ることはできるが、職場から職員へ依頼することはできない。復帰をしても、1年足らずで再び産休に入るケースもある。人事で採用を務める職員も頭を抱えている。
- 委員 手厚い育児休暇をやめた企業もある。制度を充実させても、他の従業員にしわ寄せが行くだけで、育休を取得した本人もキャリアアップできないため。すると、キャリアアップができるような育休の取り方をして、キャリアも磨くことができる。そのように、今までの流れを組織としても変えることが必要である。休暇を目いっぱい取ることが、本人にとって良いのだろうか。
- 事務局 何年育休を取るのか、それを決めるのはあくまで女性本人である。例えば。将来管理職になりたいなら育休により数年遅れるから厳しいなど、職場としてどれだけ助言できるか。
- 委員 企業は特に、休暇中職員のための席を温存するゆとりがないため、行政にも取り入れなければならない。行政も人が集まらない時代において、慣習どおりの制度ではいけない。
- 事務局 昭和の時代では、職場結婚したら夫か妻のどちらか片方が辞める、または出産時に辞めるという風習があった。席を置いておけないとなると、小学校に入学するまでは育児を優先させたい、という考えの職員にとっては厳しいものとなる。
- 委員 早期に職場復帰をして、キャリアアップができるような制度を構築している企業が多い。長期間の休暇を取ると、本人が仕事への自信を喪失し、本人のためにならない。能力にもよるが、大抵の場合は、復帰後も差し障りのない仕事しか与えられず、つまらない。女性活躍で先頭に行く企業は、女性のモチベーションを下げないようにして、夫の育児及び家事の参加を促す流れがある。
- 事務局 男性の育休取得は増えた。
- 委員 しかし、休暇中の内容（過ごし方）が伴っていないケースも見受けられる。

事務局 妻がご飯を作る間だけ子供を見るのではなく、育児の質の問題もある。

委員 男性も、女性の育休同様の期間を取得し、授乳以外の育児は全てやるという気持ちを持つべき。他国では、最初の半年は女性が休暇を取得し、その後の半年は男性が取得、その後ある程度手がかからなくなる1歳頃には保育園に預ける、という流れがある。出産や育児を理由にして、仕事を辞めるのはもったいない。

事務局 最近は少ないが、結婚を機に退職する職員は年に3～5人ほどいる。東浦町での公務員というキャリアを使って、違う自治体への転職することもある。

委員 今後は人材も枯渇するため、ある程度働いた職員を辞めさせるのは得策ではない。そのためにも、魅力的な職場になる必要がある。

副委員長 出産時期が重なるのは困るため、人口ピラミッドを見て若い女性が固まらないように気を付けている。そのため、産休や育休に伴って業務に支障が出たことはない。育児も介護も、まずは男性が一人で生きていけるような自立した生活をしなければならず、それができた上での育児及び介護とすべき。

委員 商工会は、職員の数が愛知県から決められているため、固定となっている。また、職員には県から補助金が出ているため、育児休暇のためであっても、補充はできない。そのため、自己財源で嘱託を雇用し、その職員分をあてがうしかない。同様に人口ピラミッドを参考にして幅広い年齢の職員が欲しいが、どうしても50代以降が多くなる。職員の数が補助金の金額として、拘束されてしまうため、自由に使えない。

「『男は仕事、女は家庭』という考え方に賛成の割合」が26%といまだに高い。目標の15%も高く感じるため、10%未満にはできないか。

事務局 50代以降の世代が、自分の親を見て学んだ考えが残っており、男女平等という意識を持ちながらも、女性は家庭に入って欲しいと思ってしまうと考える。よって、若い夫婦による家庭で、そのような考えを持つ方は少ないのではないか。

(4) 第3次東浦町男女共同参画プラン中間見直し版の内容について

事務局 第3次男女共同参画プラン見直し版実施計画案について抜粋して説明。

委員 No. 3「地域への人権啓発」について、学習指導要領に基づいて取り組むという旨の記載があるが、地域に対する啓発ではないのか。

事務局 教育課が担当課となっている施策の内容であるため、学校に寄った内容になっていると思われる。

委員 施策の方向が地域に関するものであるため、学校に限定したものは不自然に感じる。

No. 8「男女共同参画の視点に立った教育の推進」について、名簿などを男女混合にして目標を達成した、として項目を削除するのではなく、学校生活において男女の差をつけないように配慮すること自体は残してもいいのではないか。学校では、教科書などの教材だけでなく、空間そのものが学びの場になるため。例えば、教師の言動においても、常に配慮が必要である。

No. 14「農家への啓発」について、「認定農業者への啓発」と変更することで限定的になっているのではないか。

事務局 担当課である商工農政課より述べられている根拠は、「認定農業者は農業者の見本となる立場であるため」とされている。そのため、まずは認定農業者を対象として確実に進めてもらう、という意味だと思われる。

委員 No. 19「政治分野における男女共同参画の推進」について、新たに選出された議員に対するハラスメント研修の「実施」から「機会の検討」へ低下している。

事務局 新しい議員だけでなく、テーマを変えるなどして何度も研修をすればよい。

委員 研修内容（配慮すべきこと）のアップデートも必要。

事 務 局 時代を経て、新たなハラスメント行為が出ることもある。

副 委 員 長 新たな議員に限らず、昔からいる議員も対象とし、「機会の検討」ではなく「実施」とした方がよい。

事 務 局 議会事務局に共有する。

委 員 本人はその気がなくても、受け手がハラスメントと感じれば、ハラスメントだと認定される。

委 員 研修の実施は、議員を守るためでもある。

閉会